

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成18年5月から、学識経験者や労使関係者等を委員とする「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月に、①企業、業界団体等のニーズを踏まえた検定職種、内容等の見直し、②検定職種整備等における民間活力の一層の活用、③多様な労働者の適切なキャリア形成に向けた取組の促進、④技能検定の社会的機能の強化と一層の活用促進、等を内容とする報告書を取りまとめたところである。

厚生労働省としては、これに基づき技能検定の職種等の見直しを行い、平成19年度には家庭用電気治療器調整、浴槽設備施工、ほうろう加工の各職種について廃止するとともに、工業彫刻職種については機械加工職種への統合を行ったところである。

今般、規制改革会議から、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、学識経験者、その他の有識者からなる「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 職種の統廃合等の考え方について
- (2) 職種の統廃合等の具体的な進め方について
- (3) 技能検定試験の実施主体を営利団体にも開放することの是非について
- (4) その他

3 運営

- (1) 専門調査員会は、厚生労働省職業能力開発局長が、別紙のメンバーの参集を求めて開催する。
- (2) 専門調査員会の座長は別紙のメンバーの互選により選出するものとする。
- (3) 専門調査員会の事務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会メンバー

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 天野 富男 | 職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授 |
| 梅津 二郎 | 職業能力開発総合大学校建築システム工学科教授 |
| 大野 高裕 | 早稲田大学理工学術院教授 |
| 北浦 正行 | 社会経済生産性本部事務局次長 |
| 柴田 裕子 | 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング(株)総合企画部部長 |
| 橋本 光男 | 職業能力開発総合大学校電気システム工学科教授 |
| 松井 泰則 | 立教大学経営学部教授 |
| 松本 宏行 | ものづくり大学製造技能工芸学科准教授 |
| 八木澤 徹 | 日刊工業新聞社編集委員兼論説委員 |
| 和田 充夫 | 関西学院大学商学部教授 |

五十音順・敬称略

規制改革会議「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)(抄)

5 官業改革

(3) 既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

② 特別の法律により設立される民間法人

ア 中央職業能力開発協会

【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参加が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、各種技能検定職種の更なる民間参加の促進を図るとともに、民間参加のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受けて、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参加の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方にに基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等がもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参加を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参加を着実に推進するため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。

【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。

【平成20年度結論】